

平成 23 年 2 月 15 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
(担当：住之江区役所・健康福祉局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 20-01-284 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 22 年 9 月 3 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

確認内容

住之江区役所及び健康福祉局は、次のような改善措置及び再発防止措置を行った。

- 1 住之江区役所は、平成 19 年度に住吉川連合に交付された地域振興活動補助金 583,200 円の全部について、補助金交付決定を取り消して返還請求を行い、当該金額の支払を受けた。
- 2 健康福祉局は、平成 19 年度に西部老人憩の家運営委員会に交付された老人憩の家運営補助金のうち、目的外に使用された障子代相当額 117,991 円部分に係る補助金交付決定を取り消して返還請求を行い、当該金額の支払を受けた。
- 3 住之江区役所は、デスクトップ型パソコン及びたい焼き機の備品登録を抹消し、これらの物品を住吉川はぐくみネットに返還するとともに、住吉川はぐくみネットに対し、平成 19 年度に交付したはぐくみネット事業委託料のうち、デスクトップ型パソコン及びたい焼き機の購入代金相当額計 124,300 円の返還請求を行い、当該金額の支払を受けた。
- 4 住之江区役所は、平成 22 年 11 月 25 日の住之江区地域振興会役員会において勧告の内容を報告し、再度、全連合町会長に対し、補助金・交付金の適正な執行について指導した。また、はぐくみネットに関しては、平成 21 年度以降の委託契約書の中に 2 万円以上の備品購入禁止を明文化する等周知を図ってきているが、平成 23 年度の事業委託においてもさらなる周知徹底を図る予定としている。
- 5 健康福祉局は、西部老人憩の家運営委員会に対し、平成 22 年 9 月 8 日に勧告の内容を説明し、本件運営補助金の交付対象経費等について再度説明を行った。また、平成 23 年度事業分について、毎年行っている老人憩の家管理者説明会において、すべての事業者に対し補助金の適正執行を周知徹底する予定としている。

(参考) 勧告の内容

- ① 住之江区長は、平成 19 年度に住吉川連合に交付された地域振興活動補助金 583,200 円の全部について、補助金交付決定を取り消し、返還請求を行うこと
- ② 健康福祉局長は、平成 19 年度に西部老人憩の家運営委員会に交付された老人憩の家運営補助金のうち、目的外に使用された障子代相当額 117,991 円部分について、補助金交付決定の一部を取り消し、返還請求を行うこと
- ③ 住之江区長は、デスクトップ型パソコン及びたい焼き機の備品登録を抹消し、これらの物品を住吉川はぐくみネットに返還するとともに、住吉川はぐくみネットに対し、平成 19 年度に交付したはぐくみネット事業委託料のうち、デスクトップ型パソコン及びたい焼き機の購入代金相当額計 124,300 円の返還請求を行う

こと

- ④ 各種地域団体に対する補助金、委託料等の交付、精算等の手続の適正さをより一層確保するよう努めること